

(仮訳)

プレス・リリース

2015年11月9日

金融安定理事会

**金融安定理事会はグローバルなシステム上重要な銀行の総損失吸収力（TLAC）
に係る最終的な基準を公表**

金融安定理事会（FSB）は、本日、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の総損失吸収力（TLAC）に係る最終的な基準を公表した。

TLACの基準は、金融システムの安定性への影響を最小化し、G-SIBsの重要な経済機能を継続させ、公的資金が損失に晒されることを回避するような、秩序ある破綻処理を破綻処理当局が実行できるように、破綻処理局面にあるG-SIBsが、十分な損失吸収力および資本再構築力を備えることを目的として、設計されたものである。

TLACの基準は、G-SIBsの破綻処理におけるペイルインに直ちに利用できるようにするための金融商品や負債に係る最低基準を定義するものであるが、他方で、各当局が、その適切な破綻処理法制の下で他の負債をペイルイン時の損失に充当したり、他の破綻処理手段を適用したりする権限を制約するものではない。

FSBは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）と協議の上、TLACの基準に関する提案に係る市中協議文書を、2014年11月に公表した。今回の最終的な基準は、この市中協議や、包括的な影響度調査を経て行われた変更を反映したものである。当該影響度調査の結果は、TLACの最終的な基準と共に、本日発表されているほか、BCBSでは、別途、TLAC保有にかかる市中協議文書を本日公表している。

マーク・カーニーFSB議長は次のように述べている。「FSBは、G-SIBsが、金融システムや公的資金を損失のリスクに晒すことなく破綻することができるような、頑健な国際基準に合意した。この新しい基準は、全てのFSBの法域において実施されるものであり、銀行の大きすぎて潰せない（too-big-to-fail）問題の終結にとって、不可欠の要素である。詳細な政策研究の一環として実施された経済的影響度調査は、最終的な基準に係る経済的なベネフィットが、基準に係るコストを大きく上回っていることを示している。」

G-SIBs は、バーゼルⅢの枠組みが定める規制上の最低要件と共に、TLAC の規制を充足することが求められる。とりわけ、G-SIBs は、その破綻処理対象グループのリスクアセット対比で、2019 年 1 月 1 日からは最低 16%、2022 年 1 月 1 日からは最低 18%の TLAC を備えることが求められる。これに加え、バーゼルⅢのレバレッジ比率規制の分母対比でも、2019 年 1 月 1 日からは最低 6%、2022 年 1 月 1 日からは最低 6.75%の TLAC の備えが求められる。

新興国に本拠地を有する G-SIBs については、遅くとも 2025 年 1 月 1 日までに、リスクアセット対比 16%およびレバレッジ比率規制の分母対比 6%の TLAC を、また遅くとも 2028 年 1 月 1 日までに、リスクアセット対比 18%およびレバレッジ比率規制の分母対比 6.75%の TLAC を備えることが求められる。この移行期間については、今後 5 年間において、当該新興国の社債市場の規模が当該国の GDP の 55%を上回った場合には、早められる扱いとなっている。FSB では、TLAC 基準の実施に係るモニタリングを行い、2019 年末までに、実施に係る技術的な論点に関するレビューの実施を予定している。

FSB、BCBS および国際決済銀行（BIS）の専門家が実施した影響度調査の結果については、最終的な TLAC 基準と併せ、以下の形で公表されている。

- ・ TLAC 影響度調査の結果をまとめた概要レポート
- ・ BCBS が実施した定量的影響度調査レポート
- ・ BIS を議長とする専門家グループが実施した経済的影響度調査レポート
- ・ 過去事例における損失・資本再構築に係る所要水準に関するレポート

こうした影響度調査は、TLAC に関するミクロおよびマクロ経済的なコストが、比較的軽微であることを示している。TLAC の最低要件を満たすための G-SIBs の想定コストは、平均的な借り手に対する貸出金利に換算すると 2.2~3.2bps の上昇、また長期的な年間コストの中央値は GDP 対比で 2~2.8bps 上昇すると予測されている。他方、TLAC の便益は危機の発生確率や危機時のコストが低下する可能性によるものであるが、最も保守的な前提を置いた場合であっても、年間 GDP 対比で 15~20bps の便益が予想されており、上述したコストを上回っている。

本日、FSB はまた、G-SIBs に関する第 1 回目の破綻処理可能性評価プロセス (RAP) から得た教訓のアップデートや、G-SIBs の破綻処理可能性に係る残された障害として特定されたものに対処するために行われた更なる取組みについて記載した、「破綻処理に関する進捗状況に係るレポート」を公表した。TLAC の基準は、

この取組みにおける重要な要素である。また、当該レポートは、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性 (Key attributes)」と整合的になるような破綻処理制度の改善に係る進捗や、システム上重要な保険会社や中央清算機関の破綻処理可能性を含む非銀行セクターに関する進行中の取組みについても記載されている。

FSB は、11 月 3 日に、2015 年の更新版 G-SIB リストを公表済である。

FSB は、各国金融監督当局および国際基準設置主体の取組みの国際的水準での調和、実効的な規制、監督、その他金融の安定に資する政策実施の発展および促進のために創設された。FSB には、24 の国・地域の金融の安定に責任を有する当局と、金融に関する国際機関、業態毎の規制・監督当局の国際団体、中央銀行の専門家委員会が参加している。

FSB の議長はマーク・カーニー英中銀総裁であり、事務局はスイスのバーゼルの国際決済銀行内に置かれている。FSB についての詳細は、FSB のウェブサイトを参照されたい。